

内閣参質二一三第六六号

令和六年三月十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員石垣のりこ君提出外務省HPに掲載されているヨルダン川西岸地区の地図とパレスチナ自治政府の領域に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員石垣のりこ君提出外務省HPに掲載されているヨルダン川西岸地区の地図とパレスチナ自治政府の領域に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「不法占拠状態にあるとの認識か。」の趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難であるが、政府としては、ヨルダン川西岸における入植活動は国際法違反であり、即時かつ完全に凍結されるべきとの立場であり、イスラエルに対し、入植活動の完全凍結を累次にわたり求めてきている。

二及び三について

御指摘の「パレスチナ自治政府の領域」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、イスラエル・パレスチナ間の紛争については、イスラエルと将来の独立したパレスチナ国家が平和かつ安全に共存する二國家解決を支持しており、ヨルダン川西岸地区の扱いを含め、累次の国際連合安全保障理事会の決議及びこれまでの当事者間の合意等に基づき、当事者間の交渉により解決されるべきとの立場である。